

「(仮称) 千葉県ヤード設置適正化条例」素案

平成26年2月12日

1 目的

この条例は、ヤードにおける自動車の解体及び自動車の主要な部品の保管の適正化を図るために必要な措置を講じることにより、生活環境の保全上の支障並びに自動車の解体及び自動車の主要な部品の保管に係る不法な行為を未然に防止し、もって県民生活の安全の確保に資することを目的とする。

2 定義

- (1) この条例において「ヤード」とは、みだりに人が立ち入ることができないよう周囲が鋼板等により囲われており、その中で自動車の解体又は自動車の主要な部品の保管を行っている施設をいう。
- (2) この条例において「自動車の主要な部品」とは、エンジン、車軸及びトランスミッションその他の規則で定める部品をいう（新品を除く。以下同じ。）。

3 関係法令の遵守

ヤードにおいて自動車の解体又は自動車の主要な部品の保管を行う者（以下、「ヤードにおいて自動車の解体等を行う者」という。）は、生活環境の保全並びに自動車の解体及び自動車の主要な部品の保管に関する関係法令を遵守しなければならない。

4 届出

- (1) ヤードにおいて自動車の解体等を行う者は、次に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名及び住所
 - イ ヤードにおいて自動車の解体等を行う者とヤードの設置者が異なる場合は、設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
 - ウ ヤードの所在地
 - エ ヤードの概要（面積、構造及び建物など）
 - オ 廃油及び廃液の地下浸透並びに雨水等による流出を防止するための措置
 - カ その他規則で定める事項
- (2) 自動車リサイクル法に基づく解体業の許可をもって届出したものとみなす。
- (3) 届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- (4) 届出をした者は、ヤードにおいて自動車の解体又は自動車の主要な部品の保管を行わなくなったとき、又は当該行為を再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 廃油等の地下浸透等の防止

ヤードにおいて自動車の解体等を行う者は、生活環境の保全を図るため、廃油及び廃液の地下浸透を防止し、並びに雨水等による廃油及び廃液のヤードからの流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

6 自動車及び自動車の主要な部品の適正な取引の確保

- (1) 自動車及び自動車の主要な部品の適正な取引を確保するため、ヤードにおいて自動車の解体等を行う者は、自動車又は自動車の主要な部品を買い受けようとするときは、相手方の真偽を確認するために必要な措置をとらなければならない。
- (2) ヤードにおいて自動車の解体等を行う者は、自動車又は自動車の主要な部品を受け取り、又は引き渡したときは、取引の年月日、品目及び数量並びに相手方その他規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。
ただし、1万円未満の自動車の主要な部品の取引については、帳簿に記載することを要しない。
- (3) 古物営業法に基づく許可を受けた者は、同法に基づき作成した帳簿をもって、この条例に基づく帳簿に代えることができる。

7 標識の掲示

届出をした者は、届出施設の公衆の見やすい場所において、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

8 報告の徴収

知事は、この条例の施行に必要な限度において、ヤードにおいて自動車の解体等を行う者若しくはその疑いのある者に対して、ヤードにおける行為に関し、必要な報告を求めることができる。

9 立入検査

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、ヤードに立ち入り、帳簿及び書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- (2) 知事は、ヤードに該当する疑いがある場合は、職員に、当該施設に立ち入り、帳簿及び書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- (3) 立入検査を行うことができるのは、当該業務を担当する職員とする。
なお、必要があれば、警察官の援助を求めることができる。

10 勧告

- (1) 知事は、廃油及び廃液の地下浸透を防止し、並びに雨水等による廃油及び廃液のヤードからの流出を防止するために必要な措置が講じられていないときは、ヤードにおいて自動車の解体等を行う者に対し、生活環境の保全上必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。
- (2) 知事は、ヤードにおいて自動車の解体等を行う者が、帳簿に必要な記載をせず、又は虚偽の記載をしたときは、適正に帳簿に記載するよう勧告をすることができる。
- (3) 知事は、届出をした者が、標識を掲示していなかったときは、標識を掲示するよう勧告をすることができる。

1 1 命令

- (1) 知事は、届出が必要にもかかわらず届出をしなかったとき又は虚偽の届出をしたときは、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (2) 知事は、上記10の勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつた場合においては、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

1 2 土地所有者の責務

土地所有者は、ヤードを設置しようとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該ヤードにおいて、生活環境の保全上の支障並びに自動車の解体及び自動車の主要な部品の保管に係る不法な行為が行われるおそれのないことを確認し、これらのおそれのある場合は、土地を提供することのないよう努めなければならない。

1 3 ヤードの設置者の責務

- (1) ヤードにおいて自動車の解体等を行う者とヤードの設置者が異なる場合は、ヤードの設置者は、当該ヤードにおいて、生活環境の保全上の支障並びに自動車の解体及び自動車の主要な部品の保管に係る不法な行為が行われるおそれのないことを確認し、これらのおそれのある場合は、ヤードを提供することのないよう努めなければならない。
- (2) ヤードの設置者は、ヤードにおいて自動車の解体等を行う者が生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は自動車の解体若しくは自動車の主要な部品の保管に係る不法な行為を行っていることを知ったときは、その旨を県の関係機関に通報しなければならない。

1 4 罰則

- (1) 報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (3) この条例に基づく命令に違反した者

1 5 その他

- (1) 施行期日
この条例は、平成26年 月 日から施行する。
- (2) 経過措置
この条例の施行までに既にヤードにおいて自動車の解体等を行っている者は、施行日から3月を経過する日までの間に、この条例に基づく届出をしなければならない。